最終更新日：2021年7月13日
株式会社 オリエンタルランド
代表取締役社長 吉田　謙次
問合せ先：047-305-3017
証券コード：4661

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、『夢・感動・喜び・やすらぎ』の提供という当社の原点である使命に基づき、「顧客のため、社会のために何ができるのか」を考え行動することにより企業価値を向上させてまいります。また、企業経営の透明性と公正性を高め、持続的な成長・発展を遂げ、かつ社会的な責任を果たしていくことが重要であるとの認識に立ち、今後もコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。具体的には、主として以下の活動に取り組んでおります。

第1に、コンプライアンス体制の徹底、リスク管理体制の定着、情報管理体制の強化など、内部管理の充実に取り組んでおります。
第2に、監査役監査および内部監査による監査体制を充実させることにより、経営監視機能の強化に取り組んでおります。
第3に、積極的な情報開示を行い、経営の透明性の向上に取り組んでおります。

このように、企業倫理を尊重した誠実な経営を行うことにより、企業価値を向上させ、株主、その他ステークホルダーから高い評価を獲得することを目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
当社では、コア事業であるテーマパーク事業を持続的に成長・発展させるため、事業に関係する企業との長期的・友好的な協力関係が必須であると考えております。政策保有株式については相互の連携を深め、企業価値の向上に資すると判断した企業のみを保有し、中長期的な視点でこれらの目的が達成できないと判断した企業については縮減してまいります。
当社では、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益（資産価値、配当、取引内容等）やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しています。その結果、現時点においては、保有の合理性が認められない株式はないものと判断しております。
当社が保有する上場株式の議決権行使については、以下の観点から、議案ごとに判断しております。
（1）投資先の中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるか
（2）投資先において重大な法令違反や反社会的行為、不祥事等、株式価値を大きく毀損する事案が発生していないか
（3）投資先において業績が著しく不振な状況が長く継続していないか
（4）株主共同の利益を害する可能性がないか

【原則1-7】
当社では、取締役・監査役・執行役員に対し関連当事者取引に該当する取引の有無を把握するため、書面による調査を毎年実施しております。また、利益相反取引または競業取引に該当する場合は、取締役会の承認を得ることとしており、当該取引を実施した場合は、法令に基づきその重要な事実を開示します。

【原則2-6】
当社が運用専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるように、人事面においては、経理部門や人事部門の担当者を企業年金の実務担当者として配置しております。併せて実務担当者に対して資産運用に係る研修を受講させることで、専門能力・知見の強化に努めております。運営面においては、年金資産運用委員会において目標運用利率を設定し、その運用状況の達成度合いをモニタリングしておりますが、利益相反が生じないよう個別の投資先の選定や議決権行使については運用機関に一任しております。

【原則3-1】
当社では、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うよう努めております。

（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社では、企業理念や経営戦略、経営計画等を策定し、自社ウェブサイト（http://www.olc.co.jp/）に開示しております。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を自社ウェブサイト(http://www.olc.co.jp/)に開示しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
経営陣幹部・取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会より一任された「指名・報酬委員会」で決定しており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、経営目標の達成度や個人ごとの目標達成度・会社への貢献度を考慮し現金報酬と株式報酬を支給しております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
【方針】経営陣幹部・取締役候補については、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していること、持続的な企業価値の向上に資するため、将来を見据えた長期的な経営判断および経営執行に優れていること、法令および企業倫理を遵守し、職務と責任を全うできる誠実な人材であることを基準として選任しております。監査役候補については上記に加え、経営の透明性の確保のため取締役会・経営陣幹部と建設的な議論や対話ができることを基準として選任しております。一方で、上記基準を逸脱した場合、また、これ以外にも当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合などには、以下の手続に従って解任手続を行います。

【手続】取締役の選解任の原案および経営陣幹部の選解任については、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」が審議したうえで取締役会にて決議いたします。監査役の選解任の原案については、取締役会にて決議いたします。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
選任にあたっては本報告書の別表をご覧ください。

【補充原則4-1(1)】
取締役会は、法令および社内規定（職務権限規程）に定める事項について判断・決定しております。
また、取締役会から権限委譲された業務執行に関する重要事項（職務権限規程による取締役会決議事項を除く）を決議する機関として「経営会議」を設置し、迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

【原則4-9】
当社の独立社外取締役については、その独立性を担保するため、以下の基準を設けております。
1．現在または過去10年間において、当社または当社の連結子会社（以下「ＯＬＣグループ」という）の業務執行者ではないこと。
2．過去3年間において下記（1）～（6）に該当していないこと。
（1）当社の10%以上の議決権を有する株主またはその業務執行者。
（2）ＯＬＣグループの主要な借入先またはその業務執行者。
（3）当社との一事業年度の取引額が、当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者。
（4）ＯＬＣグループから役員報酬以外に1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント。
（5）ＯＬＣグループの会計監査人または当該会計監査人に所属する者。
（6）ＯＬＣグループから1,000万円を超える寄付を受けている者もしくはその団体の業務執行者。
3．ＯＬＣグループの取締役、監査役、執行役員の近親者（配偶者または2親等以内の親族）ではないこと。
4．その他、独立社外取締役としての職務を執行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項または判断に影響を及ぼすおそれのあるような利害関係がないこと。
5．上記2に該当する者であっても、当該人物の知見や能力に照らし、十分な独立性を有する独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立社外取締役候補者とすることができる。

【補充原則4-11(1)】
当社取締役会は、迅速かつ適正な意思決定を行うことができる取締役会の規模として、取締役15名以内で構成することが適切と考えており、これを定款にて定めております。
当社取締役会はその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えることができるよう、女性取締役や独立社外取締役など、適正規模の範囲内で多様性を意識した構成としております。また、取締役の選任に関しては、様々な分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有している者を、総合的に精査をした上で、候補者として選任する方針としております。

【補充原則4-11(2)】
当社の取締役・監査役には他の上場会社の役員を兼任している者もおりますが、その数は合理的な範囲内となっております。また、その兼任の状況は、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-11(3)】
当社取締役会は、事業年度ごとに、各取締役、監査役に配布した評価シートの結果なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。
当事業年度における各取締役、監査役による取締役会の評価は、開催頻度、審議時間ともに適切かつ適正であり、自由闊達に発言ができているとの結果になりました。当該結果を踏まえ、取締役会で審議したところ、取締役会は適正に運営されており、実効性も確保されているものと評価いたしました。
今後も引き続き実効性確保と活性化に向け、必要な改善を進めてまいります。

【補充原則4-14(2)】
当社では、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、就任時の研修プログラム実施に加え、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることができるよう、社内勉強会の開催や外部機関が提供する教育プログラムの斡旋等、費用面も含めたサポートを行っております。また、特に社外取締役・社外監査役に対しては、事業所を定期的に案内する等、当社の事業に深く関わる知識についても継続的に更新できる機会を提供しております。

【原則5-1】
当社では、公正かつ適時・適切な情報開示に関する方針として「ディスクロージャーポリシー」を制定し、開示しております。当該ポリシーに則り透明性の高い情報開示を行うことで、ステークホルダーとの相互理解と信頼の形成を図り、経営姿勢の一つである「対話する経営」を実践してまいります。また、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応するよう努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
京成電鉄株式会社	72,628,400	22.16
三井不動産株式会社	26,797,300	8.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,558,600	4.75
千葉県	13,200,000	4.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,836,000	2.70

みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	7,495,200	2.29
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	5,644,100	1.72
第一生命保険株式会社	4,920,000	1.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	4,447,200	1.36
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	3,683,212	1.12

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
花田　力	他の会社の出身者							△	△	△		
茂木　友三郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花田　力	○	当社の主要株主である京成電鉄株式会社の代表取締役会長を2015年6月まで務め、現在は同社相談役ですが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1％未満にあたる僅少な取引です。なお、当社の代表取締役社長が京成電鉄株式会社の社外監査役を務めております。	事業会社における経営者としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。これらを活かして社外取締役として客観的・中立的な立場から、当社の取締役の職務執行に対する監督・助言等を的確にいただくことで、コーポレートガバナンスの強化および企業価値の向上に寄与するものと判断したため、同氏を独立役員として指定いたしました。

茂木　友三郎	○	当社の取引先であるキッコーマン株式会社の取締役名誉会長ですが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1%未満にあたる僅少な取引です。	事業会社における経営者としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。これらを活かして社外取締役として客観的・中立的な立場から、当社の取締役の職務執行に対する監督・助言等を的確にいただくことで、コーポレートガバナンスの強化および企業価値の向上に寄与するものと判断したため、同氏を独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が半数を占める任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。本委員会は、取締役の指名や報酬に係る事案について、その妥当性を審議し、取締役会へ答申しております。なお、取締役の個別報酬額については取締役会より一任された本委員会で決定いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門（監査部）および会計監査人の三者間では、定例の会議（以下「三者会議」という。）を開催するほか、随時三者との間で連絡・報告の場を設け、連係しつつ監査を実施しております。
また、監査役と監査部は、会計監査人との三者会議のほか、適宜必要に応じて、二者による連絡・報告の場を設け、連携しつつ監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
米川 公誠	他の会社の出身者									△	△			
甲斐中 辰夫	弁護士										○			
三枝　紀生	他の会社の出身者									○	○	○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米川 公誠	○	当社の主要株主である京成電鉄株式会社の取締役を2014年6月まで務めておりましたが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1％未満にあたる僅少な取引です。	事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけるもの、ならびに一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定したしました。
甲斐中 辰夫	○	当社が顧問契約を締結している複数の法律事務所のひとつに所属しておりますが、同事務所と当社との取引額は当社の売上高の1％未満にあたる僅少な取引です。	元最高裁判所判事、弁護士として法令についての高度な識見に基づき客観的な立場から監査を行うことが期待できることに加え、他社において中立的な立場から企業の調査および監査を行う第三者委員会や調査委員会の委員長を歴任するなど、実務経験も豊富であることから当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけるものと判断し、選任しました。なお、甲斐中氏および同氏の所属する団体に対して、当社が監査役報酬以外に多額の金銭その他の財産をお支払いしている事実はないため、同氏の独立した立場からの監査･監督という役割および機能は十分に確保されており、一般株主の皆さまと利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、同氏を独立役員として指定いたしました。
三枝　紀生		当社の主要株主である京成電鉄株式会社の代表取締役会長を2021年6月まで務め、現在は同社相談役ですが、同社と当社との取引額は当社の売上高の1％未満にあたる僅少な取引です。なお、当社の代表取締役社長が京成電鉄株式会社の社外監査役を務めております。	事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけるものと判断し、選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績などに基づき、一定の基準で算出を行い、報酬等を定めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、経営目標の達成度や個人ごとの目標達成度・会社への貢献度を考慮し、取締役会より一任された「指名・報酬委員会」が株主総会で決議された限度額の範囲内において、現金報酬と株式報酬を定期的に支給しております。ただし、社外取締役は現金報酬のみを支給いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、決算の説明など担当セクションより適宜必要な情報を伝達しております。また、取締役会等の開催に際して資料の事前配布や、必要に応じて事前に説明を行うなどのサポートをしております。また、監査役の職務を補助するため、執行側から独立した「監査役室」に専任のスタッフを配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
福島 祥郎	特別顧問	社長経験に基づく経営へのアドバイス(意思決定への関与なし)	非常勤、報酬有	2009/06/26	1年更新
上西　京一郎	特別顧問	社長経験に基づく経営へのアドバイス(意思決定への関与なし)	非常勤、報酬有	2021/06/29	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名

その他の事項

―――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜業務執行について＞
当社は、経営を取り巻く環境の変化に合わせ、より強固なグループ経営管理体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの確立を図るため、執行役員制度を導入しております。これにより、当社グループの各事業における監督責任と執行責任をより明確にし、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定のさらなる迅速化を図っております。取締役会は原則月1回定期的に開催しており、常勤、非常勤を問わず、監査役も出席しております。職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っているほか、取締役は、経営の基本方針に基づき、法令および定款に違反なきよう審議しております。また、取締役会から権限委譲された業務執行に関する重要事項(職務権限規程による取締役会決議事項を除く)を決議または報告する機関として、COOを議長とする「経営会議」を設置し、迅速かつ適正な意思決定を促進しております。経営会議は原則月2回開催しており、常勤取締役および執行役員から構成されております。また、常勤監査役も経営会議に出席して意見を述べることができます。併せて、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が半数を占める任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。なお、当社の取締役は10名(男性8名、女性2名)であり、そのうち社外取締役は2名です。また、取締役を兼務していない執行役員は13名(男性12名、女性1名)です。

＜監査・監督について＞
当社では、監査役制度を採用しており、常勤監査役2名は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べております。監査役会は原則月1回定例的に開催しており、常勤監査役から非常勤監査役に対し、経営会議その他重要な会議の状況のほか、子会社等の監査の実施状況及び結果等について報告し、意見交換および議論をしております。また、当社監査役4名のうち3名が社外監査役であり、客観的かつ独立した立場か

らの意見を積極的に取り入れ、実効的に監査が行われる監査体制としております。さらに、監査役監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行するための体制として、監査役の職務を補助するため「監査役室」に専任のスタッフを配置しているほか、「監査役報告規程」を制定し、役職員が監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定め、適時報告することとしております。
また、監査役会は、監査方針および監査基本計画に基づき、取締役、執行役員および従業員からの報告聴取、重要書類の閲覧などを行うとともに、重要会議の審議状況や監査結果などについて監査役が相互に議論を行い、監査の実効性の確保に努めております。また、良質なコーポレート・ガバナンスの確立と運用を目的として、「監査役会規則」と「監査役監査基準」を制定し、監査役の役割と職責を明確化しております。さらに、法令および社内規定の遵守、効率的な業務執行について内部監査を実施すべく、「監査部」を設置し、内部統制の充実を図っております。内部監査は、客観的立場から、会社の業務が経営方針・経営計画・社内規定などに準拠して適正かつ効率的に行われているかを審査・評価・助言をすることにより、経営効率の増進と収益性の向上に寄与することを目的として実施しております。監査役、監査部および会計監査人の三者間では、三者会議のほか、随時三者との間で連絡・報告を行い、連係しつつ監査を実施しております。会計の適正さを確保するため、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。同監査法人の指定有限責任社員業務執行社員は、公認会計士桑本義孝、東大夏の各氏であり、その他会計監査業務に携わる会計士および補助者は19名であります。

＜責任限定契約の概要＞
当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに法令が定める額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名を含む取締役10名により構成される取締役会において、社外の視点からの意見を受けることで、企業経営の公正性が確保され、また、豊富な経験と幅広い見識に基づく的確な助言を受けることで、適切な意思決定が可能となるものと考えております。さらに、上述のとおり、監査役、監査部および会計監査人の三者間の連係により実現される実効的な監査体制により、適法性および妥当性のある適正な監督が担保されるものと考えております。以上を理由として、当社では現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日7日前（株主総会開催3週間前）に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人の議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権行使プラットフォームによる議決権行使を受け付けております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知および参考書類の英文版を当社ウェブサイトにも掲載しております。
その他	・株主総会招集通知を当社ウェブサイトにも掲載しております。 ・株主総会における事業報告をＶＴＲにより行い、わかりやすい説明を行っております。 ・株主の皆様からの質問に対しては、できるだけ丁寧な回答を心がけ、対話型の株主総会を運営しております。 ・後日、当社ウェブサイトにて、株主総会の動画配信を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算時には決算説明会を、第1、第2および第3四半期決算時には電話説明会を開催し、決算概要や中期経営計画の進捗状況などについて説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国・欧州・アジアを中心とした投資家訪問や、国内外で開催されるコンファレンスへの参加を行っており、会社概要、決算概要、中期経営計画の進捗状況などについて説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、アニュアルレポート、ファクトブックなど(URL：http://www.olc.co.jp/ja/ir.html)	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名:経理部IRグループ IR担当役員:経理部担当役員 IR事務連絡責任者:経理部長	
その他	機関投資家訪問 金融機関主催コンファレンスへの参加 機関投資家向け施設見学会の実施 個人投資家向け説明会の実施 IRサイトの充実化 社内IR（個別説明会）の実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業使命を実現するための活動において、コンプライアンスの観点から守るべき基本姿勢、規範を具体的に定めた「ＯＬＣグループ・コンプライアンス行動規範」を制定し、さらにこれを踏まえ、コンプライアンスを実践するための具体的行動基準を定め、役職員の倫理観を一層高めることを目的とした倫理綱領「ビジネスガイドライン」を制定しております。当該倫理綱領において、ゲスト・顧客に対する行動の基準をはじめ、関係先、取引先等とのつきあいにおける行動基準、社会貢献や環境に対する行動基準そして従業員の人権尊重に関して規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、「自由でみずみずしい発想を原動力にすばらしい夢と感動、人としての喜び、そしてやすらぎを提供します」という企業使命のもと、気候変動や少子高齢化の進行など、企業を取り巻く社会状況が大きく変化する中でも成長を続けていくために、これまで取り組んできたCSRを発展させ、よりサステナブルな経営を目指しています。 当社グループが目指すよりサステナブルな経営とは、「持続可能な社会への貢献」と「長期持続的な成長」を両立することです。具体的には、既存事業において、よりゲストニーズに寄り添う選択肢を備えた運営への進化、需要変動の対応力向上による東京ディズニーリゾート全体の付加価値向上を図ることに加え、コア事業の課題解決・価値向上に繋がり、かつ成長機会にできる新規事業に挑戦すること、また、SDGsの達成への貢献など社会課題の解決に寄与することを目指していきます。 当社グループがこれまで継続的に取り組んできたCSRもESGの枠組みで整理し、現在、次の8つのマテリアリティとなる領域や取り組みの方向性をもとにしたKPIの策定などを進め、持続的可能な社会への貢献と企業としての利益成長の実現を包含する事業戦略の策定を行っています。 ・気候変動や自然災害への対応（脱炭素社会への貢献：気候変動緩和、強靭性の強化：気候変動適応） ・循環型社会への対応（製品・サービスの省資源化と廃棄物の削減、持続可能な資源利用、水資源の有効活用、自然共生社会への貢献） ・従業員（自ら創造する人財の育成、多様な人財の活躍、生き生きと働ける環境整備） ・子ども（夢と希望を実現できる子どもの支援） ・ダイバーシティ＆インクルージョン（従業員の多様な価値観をもとにした社会・顧客ニーズ変化への対応、人権尊重への体系的な取り組み） ・サプライチェーン・マネジメント（サプライチェーンにおけるサステナビリティの推進と協働） ・企業経営の透明性（公正性が担保された意思決定） ・ステークホルダー・エンゲージメント（ステークホルダーとの 開かれた対話） ＜http://www.olc.co.jp/ja/csr/stock.html＞
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ディスクロージャーポリシー」を制定し、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公正かつ適時・適切な情報開示を行っております。金融商品取引法等の情報開示に関する各種法令や、東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守することはもちろんのこと、当社への投資判断に大きな影響を与える事項が発生した場合には、情報を収集分析し積極的に開示しております。このような透明性の高い情報開示を行うことで、ステークホルダーとの相互理解と信頼の形成を図り、ＯＬＣグループの経営姿勢の一つである「対話する経営」を実践してまいります。さらに、ステークホルダーから得られた意見や評価を、定期的に経営層にフィードバックすることで、今後の経営に活用してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
（1）当社は、オリエンタルランドグループ（以下、「ＯＬＣグループ」という。）役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「ＯＬＣグループ・コンプライアンス行動規範」を以下のとおり制定しております。
ＯＬＣグループ役職員は、高い倫理観のもと、法令や社会的規範を遵守し、
1）安全を何よりも優先します。
2）人権を尊重し、差別やハラスメントを防止します。
3）公正、透明な取引を行います。
4）個人情報を含む秘密情報を厳格に管理します。
5）反社会的な勢力に対しては毅然とした対応を行います。
また、コンプライアンス上の行動規準として「ビジネスガイドライン」を制定しております。
（2）当社は、ＯＬＣグループ各社に適用する「ＯＬＣグループ・コンプライアンス体制管理規程」を制定しております。
（3）当社は、ＯＬＣグループの経営の適法性確保およびコンプライアンス精神の徹底を図るための組織として当社社長が指名する者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。
（4）コンプライアンス委員会は、ＯＬＣグループ役職員の不正行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときは、必要な調査を行ったうえ、当社経営層または経営会議、監査役会ならびにＯＬＣグループ各社の経営層に対してこれを報告しております。
（5）コンプライアンス委員会は、ＯＬＣグループ役職員に対しコンプライアンスに関する教育活動を推進しております。
（6）コンプライアンス委員会は、ＯＬＣグループ各社常勤役員から選任されるコンプライアンス推進責任者により構成される「コンプライアンス情報連絡会」を設置し、ＯＬＣグループとして全体最適に考慮したコンプライアンス体制を構築しております。
（7）当社は、当社監査役の監査にあたっての基準および行動指針を定める「監査役監査基準」を制定し、監査役は当社取締役または執行役員の法令定款違反行為を発見したときは取締役会に報告しております。
（8）当社は、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置しております。
（9）当社は、公益通報者保護法に対応する「従業員相談室運用規程」を制定し、社内外に内部通報窓口を設置しております。
（10）コンプライアンスに関する社内教育・啓発活動およびコンプライアンス遵守状況のモニターを体系的・継続的に実施しております。

2．当社およびその子会社からなるＯＬＣグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
（1）当社は、ＯＬＣグループのリスク管理の基本的な事項を定めた「ＯＬＣグループリスク管理規程」を制定しております。
（2）当社は、ＯＬＣグループが保有するリスクを抽出して分析・評価・優先順位付けし、これに基づき個別リスクの予防策・対応策を策定するリスクマネジメントサイクルを設定し、運用しております。
（3）リスクマネジメントサイクルを統括する組織として、当社に社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置しております。
（4）リスクマネジメント委員会に特定の分野について定めた分科会を設置し、専門的観点から予防策・対応策を立案し、実行しております。
（5）リスクが現実化した場合の対応組織として、「ＥＣＣ（Emergency Control Center）」を設置しております。
（6）ＯＬＣグループ各社において緊急時のリスクを認識した場合には、ＥＣＣへの速やかな状況報告を義務づけております。

3．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報管理体制）
（1）当社取締役の職務の執行に係る情報は法令および「ＯＬＣグループ情報セキュリティポリシー」「文書規程」等の社内規定に従い適切に保存および管理を行っております。
（2）情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に「情報セキュリティ管理分科会」を設置しております。

4．当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（意思決定・権限・責任に関する体制）
（1）当社は、業務を効率的に遂行するため、各部門の業務分掌および会社の職位制度を「組織規則」に定めるとともに、各職位の職務権限および指揮命令系統を「職務権限規程」に定めております。
（2）当社は、意思決定の迅速化を図るため、取締役会決議事項を除く会社の経営に関する重要事項について決議または報告する機関として「経営会議」を設置しております。
（3）当社は、ＯＬＣグループ各事業・各組織の監督責任・執行責任を明確化し、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。

5．ＯＬＣグループにおける業務の適正を確保するための体制（グループ管理体制）
（1）上記1．から4．に関する体制については、各委員会のメンバーに当社子会社を加える、各規程は当社子会社にも準用する、など原則として当社子会社も含めた体制としております。
（2）当社は、当社子会社に対する管理を適正に行うため「関係会社管理規程」を制定しております。
（3）当社は、当社が策定したＯＬＣグループの経営計画等を当社子会社へ周知徹底し、当社子会社管理について当社における監督の体制と役割を明確にし、当社子会社を指導・育成しております。
（4）当社は、当社子会社の経営についてその自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、当社子会社における重要な意思決定事項について当社の承認を要するなど、当社子会社に対する当社の経営管理体制を整備しております。

6．当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項（監査役室）
（1）当社は、当社監査役の職務を補助するため、専任のスタッフを必要な員数配置しております。
（2）当該スタッフの人事評価は当社常勤監査役が行い、人事異動については当該常勤監査役の同意を要します。

7．当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（監査役への報告体制）
（1）当社の監査役専任のスタッフは、監査役補助業務の専従とし、当社取締役およびその他の業務執行組織の指揮命令を受けず、当社監査役の指揮命令にのみ従います。
（2）当該スタッフは、当社監査役の指示の下、当社監査役に同行して監査業務の場に参加します。
（3）当社は、当該スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力します。

8．当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社取締役および執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、ただちに当社監査役にこれを報告しております。また、当社子会社に関係する報告すべき事項等は、当社の子会社監督責任部署等を通じ、当社監査役へ報告しております。なお、緊急を要する場合は、ＯＬＣグループ役職員が直接当社監査役に報告しております。
(2) 当社役職員が当社監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定めた「監査役報告規程」を制定し、監査に必要、かつ、適切な情報を適時に報告しております。
(3) ＯＬＣグループ役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は情報の開示に応じております。また、当社監査役は、子会社の監査役と積極的に意思疎通および情報交換を図っております。
(4) ＯＬＣグループ役職員が利用できる内部通報窓口の対応記録等は、当社常勤監査役に適宜報告を行うとともに、経営会議に定期的な総括報告を行っております。
(5) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該通報等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「従業員相談室運用規程」に規定しております。
(6) 当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「監査役報告規程」に規定しております。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社取締役は、当社監査役による監査に協力し、当社監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。
(2) 当社監査役が職務の執行のために緊急または臨時に支出した費用については、当社に償還請求することができます。

１０．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社監査役、当社の会計監査人および、当社内部監査部門は緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施しております。
(2) 当社常勤監査役は、当社取締役会のほか経営会議その他の重要な会議または委員会に出席して意見を述べることができます。

１１．財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 財務報告に係る内部統制の構築および評価の責任者は社長とし、構築は総務部が総括責任を負い、評価は監査部が実施しております。また、財務報告に係る内部統制全体を推進する会議体として、「内部統制推進会議」を設置しております。
(2) 監査部は、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が発見された場合、すみやかに社長ならびに取締役会および監査役会に報告するものとしております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社およびＯＬＣグループでは、役職員の倫理･法令遵守に関する規範として「ＯＬＣグループ･コンプライアンス行動規範」を制定し、その重要項目のひとつとして「反社会的な勢力に対しては毅然とした対応を行います。」と明確に掲げております。
また、役職員におけるコンプライアンス上の具体的な行動基準として定めた「ビジネスガイドライン」においても、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、全役職員が力をあわせ、要求に屈しない断固とした姿勢で臨む旨を謳い、グループ全体で、一切の関係遮断と被害の防止に努めております。具体的には、コンプライアンス委員会事務局およびＯＬＣグループ各社の総務部が情報の集約窓口となり、具体的トラブルとなる前段階で毅然とした対応を行うこととしています。

取引先との関係においては、「反社会的勢力との関係を一切持たず、また、これらの勢力に対し毅然とした態度で臨み、要求に屈しないこと」を「ＯＬＣグループお取引先行動指針」(2010年4月制定)のひとつに定め、各取引先にも遵守に努めて頂いております。日常的な取引実務においても、反社会的勢力との関係の有無を取引先信用調査における重要調査項目とするとともに、取引先と締結する各種契約においては、当該取引先に対し、反社会的勢力に属しあるいはこれらと関係を有していないことの表明を求め、これに反する事実が確認された場合には、取引関係を即時に解消できる手当を講じております。
さらに有事に備えて、顧問弁護士、所轄警察署、暴力団追放県民会議等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

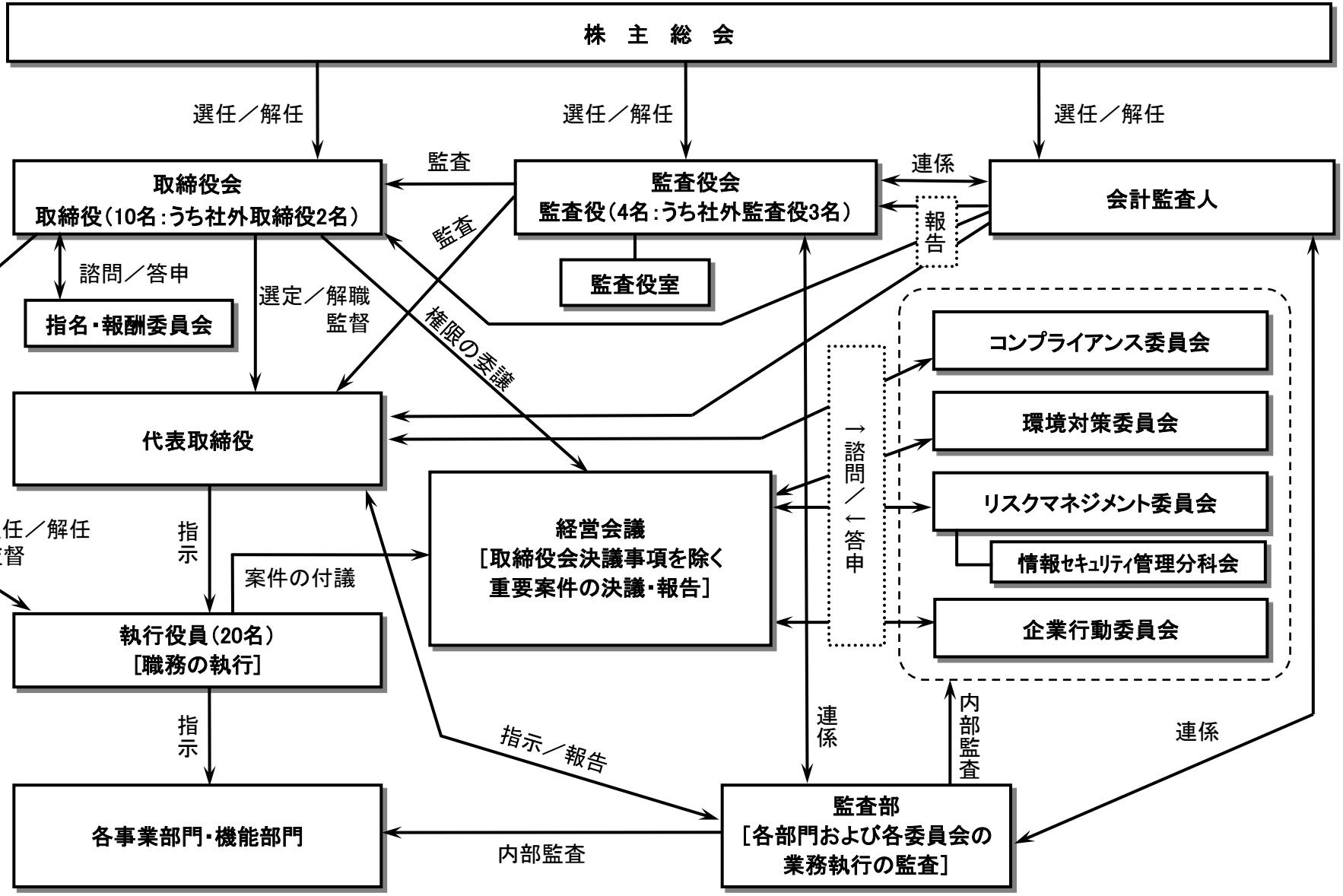
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

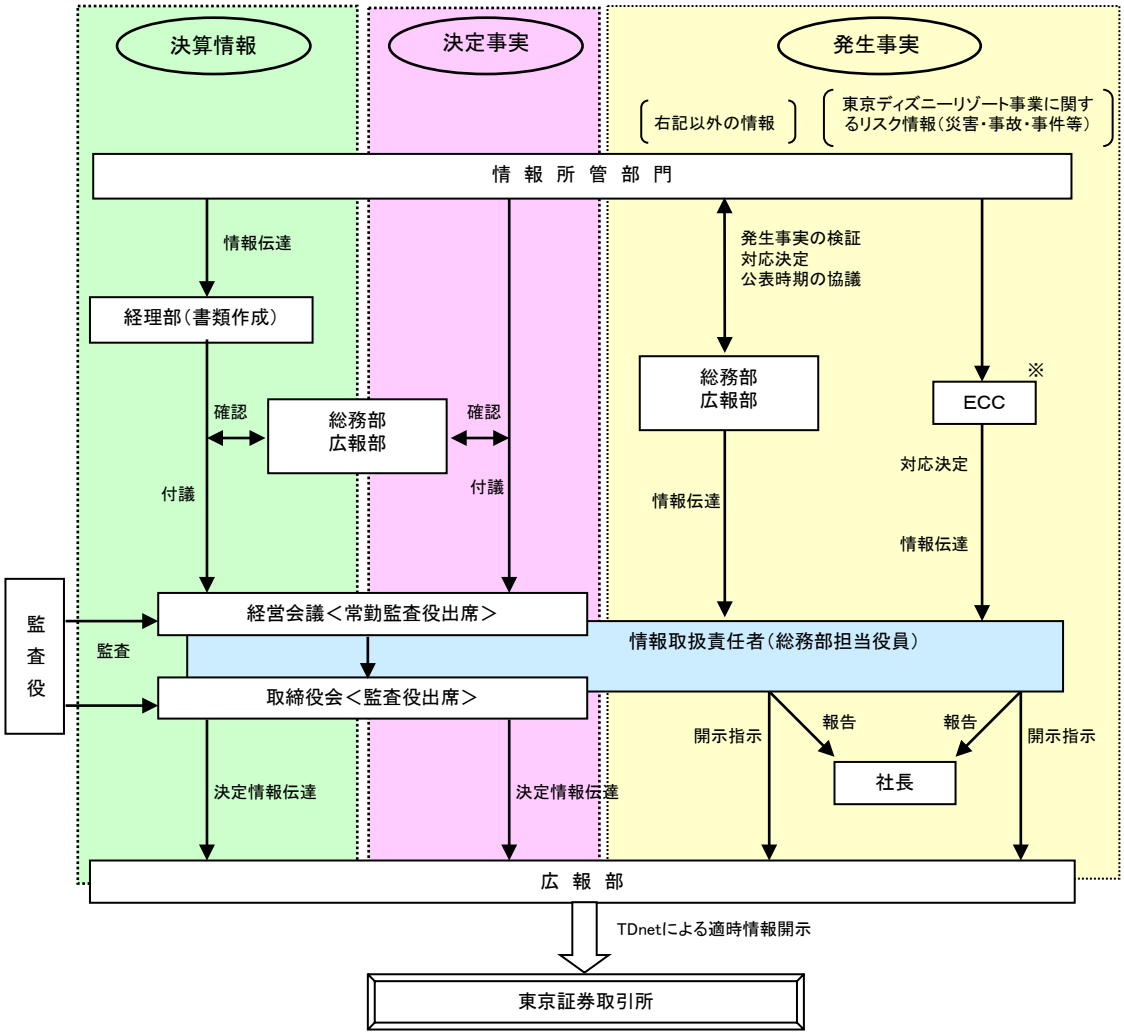
原則3-1(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

氏名	当社における地位	選任理由
加賀見　俊夫	代表取締役会長(兼)CEO	当社および他社の経営に広く携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、当社の最高経営責任者としてリーダーシップを発揮しております。また、中長期的視点をもって経営課題に取り組み、着実に実行・達成してきた実績を有しております。これらの豊富な経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
吉田　謙次	代表取締役社長(兼)COO 社長執行役員	経理部長・フード本部長・第8テーマポート推進本部長に加え、グループ会社取締役を歴任し、豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
髙野　由美子	取締役副社長執行役員	経営戦略部門に加え、株式会社ミリアルリゾートホテルズの代表取締役として豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
片山　雄一	取締役副社長執行役員	経営戦略・経理・テーマパーク事業等、さまざまな部門において豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
横田　明宜	取締役常務執行役員	経営戦略・経理部門等において豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
高橋　渉	取締役常務執行役員	経営戦略・総務・経理部門等に加え、株式会社イクスピアリにおいて代表取締役社長として豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
金木　有一	取締役常務執行役員	経営戦略部門長、マーケティングアライアンス部長に加え、人事本部長、商品本部長を歴任し、豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
神原　里佳	取締役常務執行役員	商品管理部長、商品開発部長に加え、商品本部長、人事本部長を歴任し、豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を活かして今後も当社の経営を担うことが期待できると判断したため、選任しました。
花田　力	社外取締役	事業会社における経営者としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。これらを活かして社外取締役として客観的・中立的な立場から、当社の取締役の職務執行に対する監督・助言等を的確にいただくことで、コーポレートガバナンスの強化および企業価値の向上に寄与するものと判断したため、選任しました。
茂木　友三郎	社外取締役	事業会社における経営者としての豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しております。これらを活かして社外取締役として客観的・中立的な立場から、当社の取締役の職務執行に対する監督・助言等を的確にいただくことで、コーポレートガバナンスの強化および企業価値の向上に寄与するものと判断したため、選任しました。
鈴木　茂	監査役	当社経営陣としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社の経営に的確な助言と監査を行うことが期待できると判断したため、選任しました。
米川　公誠	社外監査役	事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけるものと判断したため、選任しました。
甲斐中　辰夫	社外監査役	元最高裁判所判事、弁護士として法令についての高度な識見に基づき客観的な立場から監査を行うことが期待できることに加え、他社において中立的な立場から企業の調査および監査を行う第三者委員会や調査委員会の委員長を歴任するなど実務経験も豊富であることから当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけるものと判断したため、選任しました。
三枝　紀生	社外監査役	事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社の経営に的確な助言と監査を行っていただけるものと判断したため、選任しました。

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞



適時開示体制の概要



※ 当社グループのコア事業である東京ディズニーリゾートにおいて、リスク（災害・事故・事件等）が発生した際は、緊急対応を統括する会議体としてECC（Emergency Control Center）を設置し、情報に関わるリスクについても迅速な対応を行える体制を構築しております。経営戦略本部長を筆頭に、セキュリティ部、広報部、総務部等の各担当役員・各部門長などで構成する組織となっております。